

第3号議案

京都地方税機構地方事務所設置条例一部改正の件

京都地方税機構地方事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月28日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構地方事務所設置条例の一部を改正する条例

京都地方税機構地方事務所設置条例（平成21年京都地方税機構条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中

名称	位置	所管区域
相楽地方事務所	木津川市	木津川市、相楽郡

を
」

名称	位置	所管区域
京都東地方事務所	京都市中京区	京都市左京区、京都市中京区、京都市東山区、京都市山科区
京都西地方事務所	京都市右京区	京都市北区、京都市上京区、京都市右京区、京都市西京区
京都南地方事務所	京都市南区	京都市下京区、京都市南区、京都市伏見区
相楽地方事務所	木津川市	木津川市、相楽郡

に
」

改める。

附 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。